

令和7年度 特別支援教育就学奨励費の支給申請について

特別支援教育就学奨励費とは、古賀市立学校の特別支援学級就学児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、市が援助をする制度です。

○支給対象者

生活保護・就学援助を受給している保護者を除く、下記のいずれかに当てはまる保護者

令和6年12月末時点の世帯状況（収入や年齢・学年など）によって支給区分の認定を行い、支給額を決定します。支給予定額については、裏面をご覧ください。

- ① 古賀市立小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者
- ② 古賀市通級指導教室に通う児童生徒の保護者

○申請受付期間 令和7年10月14日(火)9時～31日(金)16時まで

○申請方法 ※学校では受付できません。

① オンライン申請

令和7年1月1日時点で古賀市に住民票がある場合のみオンライン申請が可能です。
申請する方のメールアドレス、世帯全員の生年月日など入力する必要があります。
受付最終日（10月31日）の23時59分まで受付します。

以下のURL または右記の二次元コードから申請してください。

URL：<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/4tsO2mIE>

② 窓口申請

③ 郵送申請（10月31日消印分まで受付）



○提出書類

- ① 特別支援教育就学奨励費支給申請書
- ② 誓約・同意書
- ③ 令和7年度市県民税所得課税証明書

※ 令和7年1月1日時点の住所が古賀市以外の方のみ提出してください。

前住所地の税務担当課で所得課税証明書の交付を受けてください。

（世帯内の平成17年4月1日以前生まれの方、20歳以上の方全員分が必要です。）

【問い合わせ・送付先】古賀市教育委員会 学校教育課 学事係

〒811-3192 古賀市駅東1丁目一番一号（古賀市役所第2庁舎4階）

電話番号：092-942-1130 FAX 番号：092-944-5794

メールアドレス：gkyoiku@city.koga.fukuoka.jp

裏面もご覧ください

○支給予定金額

支給区分	学校種別	対象児童生徒	年間支給予定額	
			令 2 条 2 項該当 ※1	令 2 条 3 項該当他 ※2
学用品・通学用品費、 校外活動参加費（宿泊 を伴わないもの）	小学校	1～6 年生	6,620 円上限	—
	中学校	1～3 年生	12,525 円上限	—
校外活動参加費 （宿泊を伴うもの）	小学校	5 年生	実費の半額(1,845 円上限)	—
	中学校	1 年生	実費の半額(3,105 円上限)	—
新入学児童生徒学用 品・通学用品購入費	小学校	1 年生	28,530 円上限	—
	中学校	1 年生	31,500 円上限	—
通学費	小中学校	公共交通機関利用者	実費	実費の半額
修学旅行費	小学校	6 年生	実費の半額(10,790 円上限)	—
	中学校	2 年生	実費の半額(28,860 円上限)	—
学校給食費	小中学校	全学年	実費の半額	—

※1：令 2 条 2 項該当 …特別支援学級就学児童生徒の保護者の世帯収入額が生活保護基準額の 2.5 倍未満 の場合

※2：令 2 条 3 項該当他…特別支援学級就学児童生徒の保護者の世帯収入額が生活保護基準額の 2.5 倍以上の場合
もしくは、通級指導教室在籍児童生徒の保護者

○支給時期等について

※ 1 2 月（4～1 2 月分）及び 3 月（1～3 月分）に学校長を通じて支給予定です。

※ 上限金額が設定されている費目につきましては、市から学校もしくは保護者に対して、負担額の確認を行います。